

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税の徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市長は、市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和7年8月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	市税の徴収に関する事務								
②事務の内容	1. 口座管理業務 ・口座情報の登録管理、金融機関への口座振替(振込)依頼、賦課データの消込を行う 2. 収納管理業務 ・市税の賦課情報と収納した市税を照合して消込をし、納付状況の管理を行う ・市税等の過誤納金を還付又は未納の市税等への充当を行う 3. 滞納整理業務 ・納期限内に納付がない納税義務者に対し、督促状を発送する ・督促状によっても納付がない滞納者に対して財産調査や実態調査を行う ・市税の滞納者に対して財産の差押等の滞納処分または滞納処分の執行停止を行う								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	口座管理システム								
②システムの機能	1. 口座情報登録機能 申請のあった口座情報の登録・廃止を行う 2. 口座情報照会機能 口座情報登録後の照会を行う 3. 口座振替依頼情報作成機能 各金融機関への口座振替依頼のため、その口座振替依頼情報を作成する 4. 口座振替結果受入機能 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れ、収納を行う 5. 口座振込依頼情報作成機能 各金融機関への口座振込依頼のため、その口座振込依頼情報を作成する								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	収納管理システム								
②システムの機能	1. 収納消込処理機能 納付書、コンビニ、口座振替データを基に収納消込処理を行う 2. 収納照会発行機能 市税等の納付状況の照会及び納税証明書等を発行する 3. 還付充当処理機能 市税の過誤納金の還付及び充当処理を行う 4. 収納更正機能 誤って作成された納付記録等の更正処理を行う								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()									

システム5									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の「情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと個人情報を保有・管理するシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	住登外・宛名管理システム								
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</p> <p>②宛名情報等管理機能 ・住登外者の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納整理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 【情報提供】 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	納税債権課
②所属長の役職名	納税債権課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税管理人
その必要性	収納した市税を適正に管理するために必要な特定個人情報を保有する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 : 対象者を正確に特定するため ・その他識別情報 : 庁内で連携する際に必要であるため ・4情報 : 対象者の正確に把握するため ・地方税関係情報 : 市税の課税情報を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 納税債権課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税課、市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	収納した市税を適正に管理するために必要な特定個人情報を保有する必要があるため	
④使用の主体	使用部署	総務部 納税債権課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 市税の賦課情報と収納した市税を突合し、収納状況を記録する 2 市税等の過誤納金を還付または、未納の市税等への充当を行う 3 口座振替による市税の収納を行う 4 収納情報から滞納が生じている市税を抽出し、督促状を発送する	
	情報の突合	収納した市税を管理するため、賦課情報、納税通知書情報と内部番号を突合する(1~3) 賦課情報、納税通知書情報と内部番号を突合して、督促状に係るデータを作成する(4)
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	市税収納管理システムの運用保守	
①委託内容	システムの運用支援、保守および改修	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p>データセンター内及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 滞納整理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税管理人
その必要性	公正かつ効率的な滞納整理事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 : 対象者を正確に特定するため ・その他識別情報 : 庁内で連携する際に必要であるため ・4情報、連絡先 : 催告書等の送達、納税交渉を行う際に使用するため ・地方税関係情報 : 市税の課税情報を把握するため ・生活保護・社会福祉関係情報 : 滞納処分の執行停止を判断するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 納税債権課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税課、市民課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関、保険会社) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	公正かつ効率的な滞納整理事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部 納税債権課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>収納情報から滞納者を抽出し、納付相談、滞納処分または滞納処分の執行停止等を行う</p>	
	情報の突合	滞納者を抽出するため、納税通知書情報と内部番号を突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	市税収納管理システムの運用保守	
①委託内容	システムの運用支援、保守および改修	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と協議を行い、業務内容等を確認のうえ許諾する
	⑥再委託事項	滞納管理部分の運用・保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税滞納者の実態を把握するため
③提供する情報	滞納処分等の状況
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	都道府県税滞納者の実態を把握するため
③提供する情報	滞納処分等の状況
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	都道府県税滞納者の実態を把握するため	
③提供する情報	滞納処分等の状況	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

データセンター内及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要。
中間サーバー、プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。
②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

保管場所 ※

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納管理ファイル】

【口座振替情報】

自治体コード,個人番号,税目コード,宛名税目名称,宛名税目名称略称,口座登録区分,口座登録区分名称,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,申込年月日,振替区分,振替区分コード,短名称略称,開始年月日,廃止年月日,口座停止日,停止解除日,銀行コード,支店コード,銀行名,支店名,口座番号,通帳番号,未番,編集表示用口座番号,預金種別区分,預金種別区分コード,短名称,預金種別区分コード,短名称略称,名義人カナ,名義人漢字,掲載希望区分,口座優先区分,備考,160,ソート順,EUC個人番号,EUC編集済氏名カナ,EUC編集済氏名漢字,EUC郵便番号,EUC住所コード,EUC住所,EUC地番,EUC方書漢字,EUC行政区コード,EUC行政区名称,EUC生年月日,EUC性別区分,EUC性別名称

【収納情報】

データ区分コード,データ区分コード名称,宛名県名付加区分,宛名行政区コード,宛名行政区名称,宛名市町村名漢字,宛名住所,宛名住所コード,宛名地番,宛名地番数値,宛名都道府県名漢字,宛名方書漢字,宛名郵便番号,一連番号,延滞金,延滞金計算フラグ,延滞金計算基準年月日,延滞金減免率,延滞金収納額,延滞金調定額,延滞金調定額異動額,延滞金未納額,延長月数,課コード,課税異動事由コード,課税異動事由名漢字,課名称,過誤納金発生事由コード,過誤発生事由名称,会計年度,解除年月日,漢字業務固有キー,還付回数,還付収納キー,還付充当フラグ,還付処理番号,還付税目コード,還付税目名称,還付税目名称略称,還付台帳番号,還付台帳番号枝番,還付発生延滞金収納額,還付発生督促料収納額,還付発生納付額,還付発生報奨金,還付賦課年度,期割区分,期限年月日,期別コード,期別件数,期別収納額,期別収納額内訳,期別調定額,期別調定額異動額内訳,期別調定額内訳,期別未納額,記号番号,起案年月日,義務者個人番号,義務者氏名漢字,業務固有キー,金融機関コード,金融機関名称,繰越時収納額,繰越時収納額内訳,繰越時調定額,繰越時調定額内訳,繰越時未納額,繰越時調定額,繰越時調定額異動額,繰越時調定額異動額内訳,繰越時調定額内訳,繰越年月日,繰上納期限,経過コード,経過記録番号,経過状況名称,決裁状態,月数,減免コード,減免開始年月日,減免終了年月日,個人番号,個人法人区分,個人法人区分名称,交渉時刻,交渉終了時刻,交渉相手コード,交渉相手名称漢字,交渉担当者コード,交渉担当者氏名漢字,交渉年月日,口座区分キー,口座区分コード,口座区分名称,口座番号,口座名義人氏名カナ,口座不能回数,更新コンピュータ名,更新システム日時,更新ユーザID,更新業務日時,更新回数,更新後延滞金調定額,更新後期別調定額内訳,更新後繰越調定額,更新後繰越調定額内訳,更新後督促料調定額,更新請求年月日,更新前延滞金調定額,更新前期別調定額内訳,更新前繰越調定額,更新前繰越調定額内訳,更新前調定額,更新前督促料調定額,更新調定額,更新通知年月日,更新届出年月日,更新内容,更新年月日,国税更正年月日,差押年月日,催告停止取消コード,催告停止設定コード,催告停止年月日,催告停止設定年月日,最新フラグ,歳償区分コード,歳償区分名称,財産種別コード,財産種別名称,支店コード,支店名,支払金融機関コード,支払金融機関名称,支払決議年月日,支払支店コード,支払支店名,支払年月日,事業年度開始年月日,事業年度終了年月日,事件番号,時効中断年月日,自治体コード,執行機関所在地,執行機関名,執行停止整理番号,実延滞金,車検区別,車検区分コード,車両登録キー,取消コード,取消年月日,収納キー,収納回数,収納年月日,住民区分,住民区分名称,充当回数,充当元会計区分コード,充当元会計区分名称,充当元期別コード,充当元個人番号,充当元事業年度開始年月日,充当元事業年度終了年月日,充当元収納キー,充当元申告区分コード,充当元申告区分名称,充当元申告区分略称,充当元申告年月日,充当元税目コード,充当元税目名称,充当元税目名称略称,充当元対象年度,充当元通知番号,充当元賦課年度,充当元連番,重加算対象税額,処分解除フラグ,処分解除事由コード,処分解除事由名称,処分税額,初期登録業務日時,消込エラーコード,消込エラーフラグ名称,消込区分コード,消込区分名称,消込済フラグ,証券番号,職業コード,職業名称,振替区分,振替区分名称,振替結果コード,振替結果名称,振替年月日,申告区分コード,申告区分名称,申告区分略称,申告年月日,随期フラグ,世帯番号,性別区分,性別名称,整理番号,生年月日,誓約金額,税額,税目コード,税目名称,税目名称略称,設定年月日,前納報奨金,即時欠損区分,東年度,対象年度,滞納管理番号,滞納原因コード,滞納原因メモ,滞納原因名称,滞納者区分コード,滞納者区分名称,滞納者情報コード,滞納者情報名称,滞納処分決議年月日,滞納処分事由コード,滞納処分事由名称,滞納処分整理番号,滞納処分登録番号,滞納処分分類コード,滞納処分分類名称,滞納処分明細番号,退職納付額,担当者コード,担当者氏名漢字,端数額,地区コード,地区変更停止フラグ,地区名称漢字,帳票ID,帳票区分コード,帳票区分名称,帳票名称,調定額,調定額異動額,調定年月日,調定年度,通知書番号,通知書番号件数,停止欠損決議年月日,停止欠損事由コード,停止欠損事由名称,停止欠損取消フラグ,停止欠損取消事由コード,停止欠損取消事由名称,停止欠損整理番号,停止欠損分類コード,停止欠損分類名称,停止欠損明細番号,登録年月日,督促公示取消コード,督促公示取消年月日,督促公示設定コード,督促公示設定年月日,督促手数料,督促停止取消コード,督促停止取消年月日,督促停止設定コード,督促停止設定年月日,督促電話停止取消コード,督促電話停止取消年月日,督促電話停止設定コード,督促電話停止設定年月日,督促発行年月日,督促返戻取消年月日,督促返戻設定コード,督促返戻設定年月日,督促料計算フラグ,督促料収納額,督促料調定額,督促料調定額異動額,督促料未納額,納管人区分,納管人個人番号,納管人名称,納管人優先個人番号,納期限,納期限変更設定名称,納期限変更履歴番号,納期変更フラグ,納税完了年月日,納税計画開始年月日,納税計画決議年月日,納税計画終了年月日,納税計画状態コード,納税計画整理番号,納税計画対象額,納税計画明細番号,納税計画明細有効フラグ,納税計画明細番号,納税計画枠有効フラグ,納税取消事由コード,納税取消事由名称,納税取消年月日,納組コード,納組名称,納通公示取消コード,納通公示取消年月日,納通公示設定コード,納通公示設定年月日,納通再発送年月日,納通発送年月日,納通返戻公示履歴番号,納通返戻取消コード,納通返戻取消年月日,納通返戻設定コード,納通返戻設定年月日,納付回数,納付額内訳,納付額内訳,納付最終年月日,納付誓約年月日,納付表示区分コード,納付方法コード,納付方法名称,破産管財人所在地,破産管財人名,破産事件財産区分,破産手続開始年月日,配当年月日,発送回数,発送年月日,備考,標識番号,表示用期月,表示用税目コード,不納欠損額,賦課年度,分納延滞金,分納延滞金収納額,分納延滞金未納額,分納額,分納計算方法内容,分納事由コード,分納事由名称,分納取消フラグ,分納収納額,分納収納年月日,分納誓約年月日,分納税額,分納督促料,分納督促料収納額,分納督促料未納額,分納本税未納額,分納領収年月日,変更前納期限,変更内容,変更年月日,変更納期限,編集済氏名カナ,編集済氏名漢字,返戻公示履歴番号,包括禁止命令年月日,報奨金,法定納期限,法定納期限等,亡者フラグ,役職コード,役職名,約束手形種別コード,約束手形種別名称,有効フラグ,猶予開始年月日,猶予終了年月日,予定実績区分,預金種別コード,預金種別名称,履歴番号,領収年月日,連番,連絡先コード,連絡先名称,連絡方法コード,連絡方法名称

【還付充当情報】

自治体コード,収納キー-1,収納キー-2,還付台帳番号,還付台帳番号枝番,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,賦課年度,税目コード,税目名称,税目名称略称,対象年度,通知書番号,期別コード,表示用期月,個人番号,事業年度開始年月日,事業年度終了年月日,申告区分コード,申告区分名称,申告区分略称,連番,会計区分コード,会計区分名称,還付処理状態コード,還付処理状態名称,還付原因区分コード,還付原因区分名称,過誤納金発生事由コード,過誤発生事由名称,還付通知済区分コード,還付通知済区分名称,法定納期限,更新年月日,更新請求年月日,国税更正年月日,歳償区分コード,歳償区分名称,期別調定額,延滞金調定額,督促料調定額,発生時累計収納額,発生時累計延滞金,発生時累計督促料,正当調定額,発生時収納額,発生時延滞金収納額,発生時督促料収納額,発生時報奨金,発生時収納年月日,発生時領収年月日,発生還付加算金,納期限,還付先区分コード,還付先区分名称,還付先個人番号,還付発生年月日,還付発生納付額,還付発生延滞金収納額,還付発生督促料収納額,還付処理番号,削除フラグ,初回通知発行年月日,支払決議年月日,支払予定年月日,発行年月日,再発行年月日,払込区分コード,払込区分名称,正当調定額内訳1,正当調定額内訳2,正当調定額内訳3,正当調定額内訳4,正当調定額内訳5,正当調定額内訳6,発生時収納額内訳1,発生時収納額内訳2,発生時収納額内訳3,発生時収納額内訳4,発生時収納額内訳5,発生時収納額内訳6,還付発生納付額内訳1,還付発生納付額内訳2,還付発生納付額内訳3,還付発生納付額内訳4,還付発生納付額内訳5,還付発生納付額内訳6,還付決議起案年月日,還付決議年月日,還付済年月日,充当済年月日,還付済納付額,還付済延滞金収納額,還付済督促料収納額,還付済報奨金,充当済納付額,充当済延滞金収納額,充当済督促料収納額,還付済還付加算金,還付済還付加算金,還付済納付額内訳1,還付済納付額内訳2,還付済納付額内訳3,還付済納付額内訳4,還付済納付額内訳5,還付済納付額内訳6,充当済納付額内訳1,充当済納付額内訳2,充当済納付額内訳3,充当済納付額内訳4,充当済納付額内訳5,充当済納付額内訳6,発生収納キー-1,発生収納キー-2,発生個人番号,発生賦課年度,発生税目コード,発生税目名称,発生税目名称略称,発生対象年度,発生通知書番号,発生期別コード,発生表示用期月,発生事業年度開始年月日,発生事業年度終了年月日,発生申告区分コード,発生申告区分名称,発生申告区分略称,発生連番,発生還付台帳番号,発生還付台帳番号枝番,特徴収納キー-1,特徴収納キー-2,特徴還付台帳番号,特徴還付台帳番号枝番,時効年月日,繰越還付未済納付額,繰越還付未済延滞金収納額,繰越還付未済督促料収納額,繰越還付未済還付加算金,繰越時還付済納付額,繰越時還付済延滞金収納額,繰越時還付済督促料収納額,繰越時還付済納付額,繰越時還付済延滞金収納額,繰越時還付済督促料収納額,繰越時還付分還付加算金,繰越時還付分還付加算金,繰越時充当済納付額,予算会計区分コード,会計区分,予算款コード,款名称,予算項コード,項名称,予算目コード,目名称,予算節コード,節名称,備考,250,連動済フラグ,住民区分,住民区分名称,個人法人区分,個人法人区分名称,世帯番号,編集済氏名漢字,編集済氏名カナ,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名都道府県名漢字,宛名市町村名漢字,宛名住所,宛名地番,宛名方書漢字,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名行政区コード,宛名行政区名称,生年月日,性別区分,性別名称,亡者フラグ,課コード,課名称,地区コード,地区名称漢字,担当者コード,担当者氏名漢字

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下を定めている ・第三者への提供、開示、漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還、廃棄、消去 ・安全管理体制の整備、確保、報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先に対する取扱いと同レベルの取扱いを課している。	
その他の措置の内容	委託先に対する取扱いと同レベルの取扱いを課している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する	
その他の措置の内容	サーバー室への入退室及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(*1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (*2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (*3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(*) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることはシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><本市における措置></p> <p>●物理的対策</p> <p>① 特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行う。</p> <p>② 特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。</p> <p>③ 特定個人情報を保管したPCはセキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用する。</p> <p>④ 特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。</p> <p>⑤ 特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じる。</p> <p>⑥ 特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>●技術的対策</p> <p>① ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</p> <p>② OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフト(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</p> <p>③ ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。</p> <p>④ ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。</p> <p>⑤ 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。</p> <p>⑥ 使用されていないポートを閉鎖している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>●物理的対策</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</p> <p>●技術的対策</p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤ 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>●物理的対策</p> <p>① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>●技術的対策</p> <p>① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>② 地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤ 地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦ 地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置></p> <p>・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権によって修正を行っている。</p> <p><特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置></p> <p>① 申告書等は、大東市文書取扱規程に基づき保管及び廃棄を行う。</p> <p>② 磁気ディスクの廃棄時は、物理的粉碎等により復元・読み取りができない状態にする。</p> <p>③ 帳票等についてはシュレッダーによる裁断もしくは秘密保持契約を交わした専門業者による焼却処分を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施するとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大東市役所 総務部 納税債権課 〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号 電話 072-872-2181(代表)
②請求方法	指定様式による書面の申し出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大東市役所 総務部 納税債権課 〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号 電話 072-872-2181(代表)
②対応方法	問い合わせを受け付けた場合、問い合わせ内容及びこれに係る対応について、記録を残す。 情報漏えい等の重大な問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うため、処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北田吉彦	榎本孝	事後	人事異動による
平成31年4月1日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	榎本孝	坂本明範	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長	納税債権課長	事後	機構改革による
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	IV開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	IV開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年4月1日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	坂本 明範	宮本 靖久	事後	人事異動による
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表の24 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮本 靖久	前原 隆盛	事後	人事異動による
令和7年8月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		①システムの名称 住登外・宛名管理システム ②システムの機能 1 宛名番号 付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 ・住登外者の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。 ③他のシステムとの接続 宛名システム等	事後	システム名の整理
令和7年8月8日	I 基本情報 4. 個人情報の利用	・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項	事後	条例改正に伴う変更
令和7年8月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	新様式の移行に伴う項目の追加

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p>◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事後</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策</p>		<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>…中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>…中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>	<p>◆物理的対策 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>	<p>事前</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>

<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>◆技術的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	<p>新様式の移行に伴う項目の追加</p>
<p>令和7年8月8日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	<p>番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条</p>	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 【情報提供】 なし</p>	<p>事後</p>	<p>条項の整理</p>